

令和6年4月1日策定

下関市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

下関市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第4条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 市が求める業務内容

要綱第3条第4号に規定する「本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次のとおりとします。

【業務内容】

- (1) 市外に在住する管理不適切空家等の所有者等を訪問し、助言指導等を行う。
- (2) 管理不適切空家等の査定等を行い、空家等の流通促進を図る。
- (3) 建築士、司法書士、土地家屋調査士のいずれもが所属する法人において、各分野の専門家が連携して空家等の管理又はその活用に関する相談対応を行う。
- (4) 弁護士、司法書士のいずれもが所属する法人において、管理不適切空家等の解決に向けて次のいずれかの相談対応を行う。
①相続人調査②遺産分割協議③財産管理制度の活用

3 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず事前協議をお願いします。

4 申請

- (1) 申請方法

下関市空家等対策の推進に関する規則第15条第1項に規定する申請書（様式第25号）に関係書類を添えて、以下の提出先に持参又は郵送してください。

【提出先】

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市建設部住宅政策課住宅政策係

TEL：083-231-1941

(2) 関係書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

ク 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書

ケ 市税の滞納がないことを証する書類

コ その他法第24条各号に掲げる業務に関し参考となる書類

5 指定の通知

申請の結果は、申請後おおむね1か月以内に文書で通知します。